

有料職業紹介事業手数料表

求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

【職業紹介サービス】

成功報酬（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20%(または 360,000 円)のうち高い方

（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20%(または 360,000 円)のうち高い方

手数料負担者は求人者とします。

求人者の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス

【職業紹介の付加サービス】

※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合。

成功報酬

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 20%（または 360,000 円）のうち高い方

手数料負担者は求人者とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。